

廃棄物搬入 ガイドブック

廃棄物を搬入されるお客様へ。
当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このガイドブックは、お客様により安全に、よりスムーズに搬入
していただくために、当社のご利用方法をまとめております。
ご来場の前に、ご一読ください。



勝田環境株式会社

目次

- ①荷降ろしする前の確認事項 2、3ページ
- ②マニフェストの記入のしかた 4ページ
- ③受付と駐車場での待機方法 5ページ
- ④各荷降ろし場の入場経路 6ページ
- ⑤マナー（お客様が質の良いお客様を生む） . . . 7ページ
- ⑥荷ほどきのお願い 8ページ
- ⑦入場のお呼び出し 8ページ
- ⑧荷降ろしの際の注意点 8ページ
- ⑨再計量と計量票へのサイン 9ページ
- ⑩査定システムの流れ 10ページ
- ⑪みなさまからのご質問にお答えします . . . 11、12ページ
- ⑫標準単価表 13、14ページ
- ⑬受入れできない廃棄物のお知らせ 15ページ

1 荷降ろしする前の確認事項



産業廃棄物の処分には必ず契約が必要!!
契約締結違反は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられます



当社の受入許可品目

産業廃棄物受入許可品目

破碎

木くず、廃プラスチック類、紙くず、
 繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

委託契約書の用紙は、当社でもご用意することが可能です。
 当社営業スタッフへおたずねください。
※一般廃棄物は契約の必要はありません。



産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)が必要です

※排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

※産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号（下6けた以上）





この3つがないと荷降ろしできません

1 マニフェスト

紙マニフェストには工事関係で使用する建設系廃棄物マニフェストと事業所や会社関係で使用する産業廃棄物マニフェストの2種類があります

※一般廃棄物を処理する場合は必要ありません。

マニフェスト交付義務・記載義務等、マニフェストに関する違反をした場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。弊社受付窓口でもマニフェスト伝票を販売しております。

※現場から運搬時にも記載したマニフェストが必要になります。受付でマニフェストを書き、その場で処分することは法律上認められておりません。



電子マニフェスト対応

当社は電子マニフェストを導入しております。紙マニフェスト、電子マニフェストのいずれにも対応可能ですので、ご不明な点は当社の営業担当者にご確認ください。

2 ヘルメット



お客様の安全確保のため、構内に入場するときは必ずヘルメットの着用をお願いしております。ヘルメットを着用していないと荷降ろしはできませんので着用していただきますようよろしくお願いいたします。

※受付にてヘルメットの貸し出しをしていますので、もしお持ちでない場合はご利用ください。

3 お金(処理料金)

※お支払い方法は、基本的に「現金払い」をお願いしています。



2 マニフェストの記入のしかた (収集運搬業者1社の場合)

建廃系廃棄物マニフェスト

- 交付年月日
- 排出事業者の名称・住所等
- 委託する廃棄物の種類と数量を記入
- 委託契約書記載のとおりチェック
- 運搬業者の名称・住所、車番、車種等
- 処分業者の名称・住所等
- 運搬担当者が廃棄物受領時に署名

- 交付担当者の氏名
- 廃棄物を排出した事業場の名称・所在地
- 形状、荷姿をチェック
- 運搬先の事業場の名称・所在地・処理方法等

★印は斜線等を引く

産業廃棄物マニフェスト

- 交付年月日
- 排出事業者の名称・住所等
- 委託する廃棄物の種類にチェック
- 委託契約書記載のとおりチェック
- 運搬業者の名称・住所等
- 処分業者の名称・住所等
- 運搬担当者が廃棄物受領時に署名

- 交付担当者の氏名
- 廃棄物を排出した事業場の名称・所在地
- 数量、荷姿、産業廃棄物の名称、処分方法を記入
- 車番を記入

- 運搬先の事業場の名称・所在地等

★印は斜線等を引く

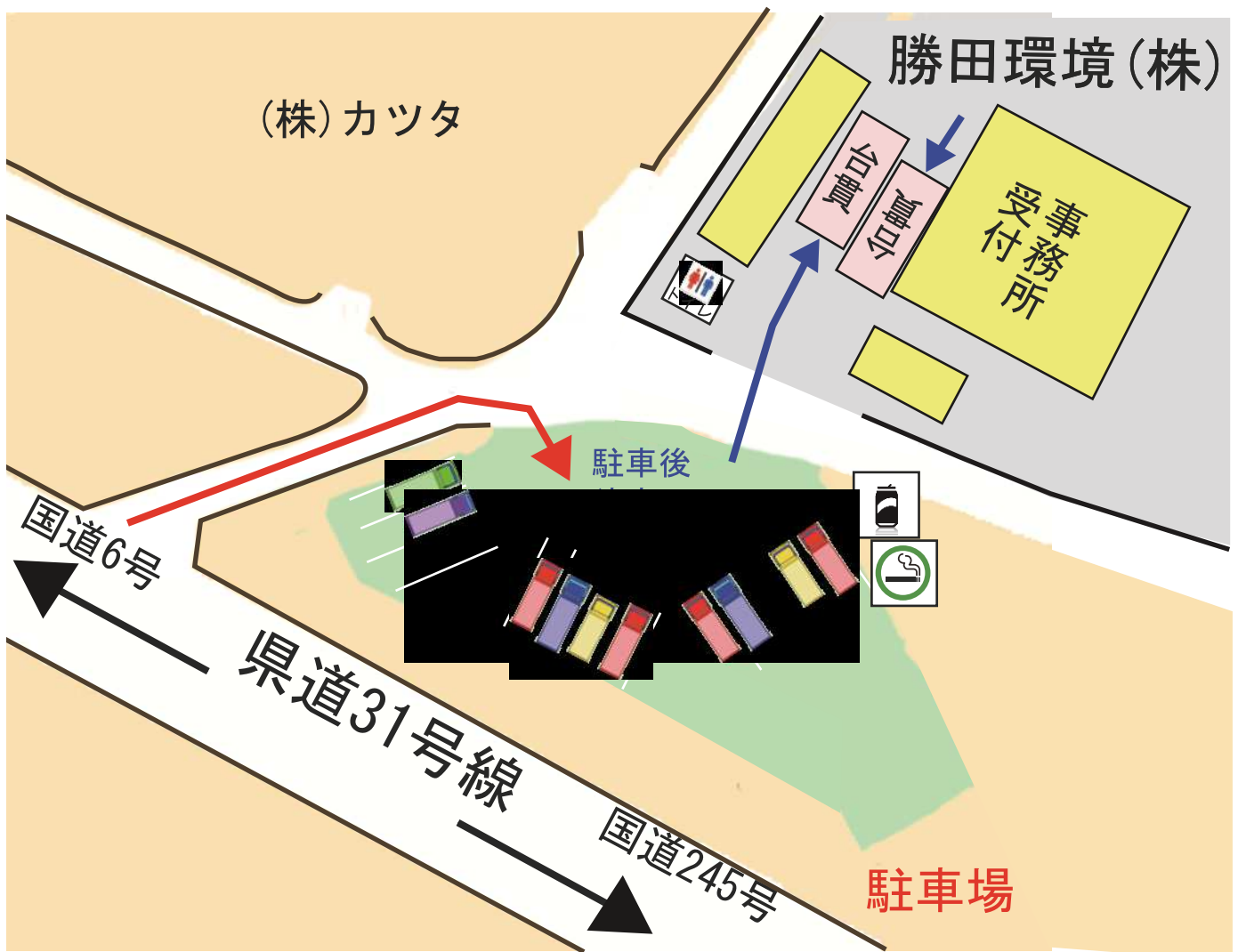
3 受付と駐車場での待機方法

※全ての車両は一旦、駐車場にて待機をお願いいたします。

ご来場いただいた全ての搬入車両は、駐車場に駐車していただいた後、マニフェストを持って受付を済ませていただきます。その後、一旦駐車場での待機をお願いしております。各荷降ろし場の状況が無線にて随時確認し、入場の準備が整い次第ご案内いたします。呼出しブザーがなりましたら、入場願います。

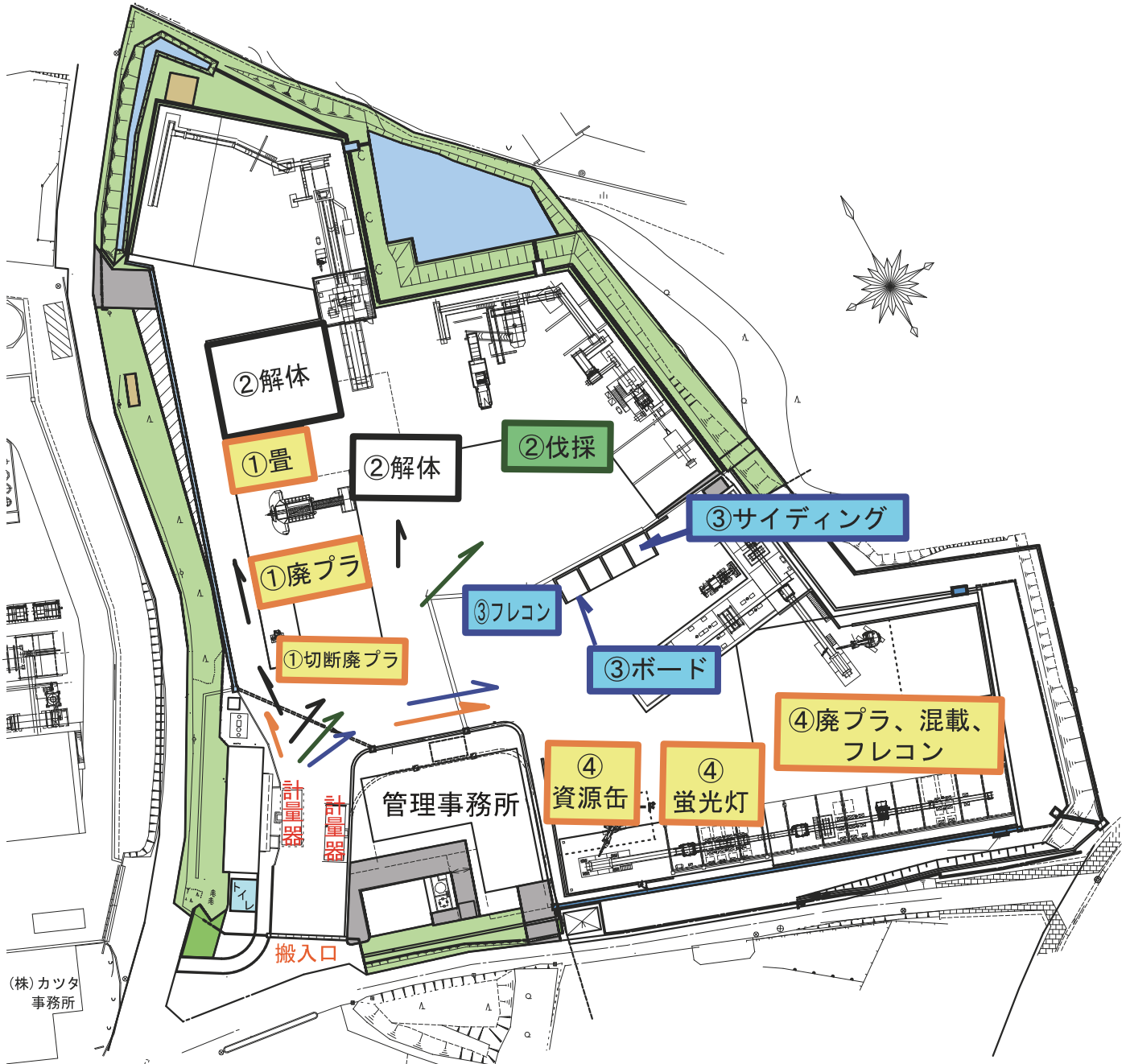
※荷降ろし場ごとに順番に案内いたしますので、受付でお渡しします番号札は、必ずフロントガラスの見える位置に置いてください。

※当社の営業時間は、AM 7:00~PM 5:00までとなっております。



4 各荷降ろし場の入場経路

当社では、荷物ごとに荷降ろし場所を定めています。計量後係員の指示に従い荷降ろしをお願いします。



- ※場内では必ず台貫計量をおこないます。
- ※場内ではヘルメットの着用をお願いいたします。
- ※場内は禁煙になります。
- ※場内ではお荷物によって降ろす場所が違いますので順番が前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ※荷降ろし時には係員が誘導いたします。

5 マナー(お客様が質の良いお客様を生む)

場内には、多くのお客様が搬入に訪れます。

一人ひとりのお客様がマナーを守っていただくことでスムーズで快適な搬入環境が作られます。以下のルールを守れるお客さまのみ搬入していただいております。



**荷崩れ・飛散の防止
ダンプ車両のコンパネの固定を
お願いします**




荷崩れ・飛散を防止するために、シートやロープでの固定をお願いします。また荷台にコンパネを立てて荷物を積込む場合、ダンプアップしてもコンパネが落ちないように固定いただきますようお願いいたします。

当社荷降ろし場の解体木くずラインでは、コンパネが固定されていない場合は、そのまま廃棄物として処理させていただきます。

(荷台への返却・積み込みはいたしません)



**過積載事故の原因となる
過積載防止をお願いします**

 **スムーズな荷降ろしを**
「整備不良でアオリが開かない」「荷物の積み過ぎでダンプアップが出来ない」など安全でスムーズな荷降ろしができない状態では、お帰りいただく場合があります。

過積載行為は道路交通法違反となるだけでなく、荷降ろし時の横転・人災事故など、重大事故の原因になります。搬入時には過積載にならないよう十分にご配慮いただきますようお願いいたします。過積載による事故につきましては責任を負いかねますのでご注意ください。

6 荷ほどきのお願い

場内に入場する前に、駐車場でシートやロープなどの荷ほどきをされる方がいらっしゃいますが、飛散、荷崩れの可能性がある時は、場内で荷ほどきをおこなってください。

7 入場のお呼び出し

呼出しベルが鳴ったら、すみやかに入場し、台貫に乗って計量してください。しばらくしましたら、ランプが点灯しブザーがなりますので、各荷降ろしする場所へ移動してください。

8 荷降ろしの際の注意点

車両には様々な種類がありますが、搬入には基本的にダンプアップができる車両でお願いしています。荷物を積み上げたダンプ、平ボディ車、ウイング車での搬入は重機で荷降ろしをするため、事故のリスクが上がりますし、荷降ろしに時間がかかります。

また、荷降ろし時の重機による不慮の事故による車両破損は責任を負いかねますのでご了承ください。

場内で異物をタイヤで踏んでしまい、パンクしてしまった際にも当社では責任を負いかねますのでご了承くださいませ。

当社では荷降ろし後に、廃棄物の展開検査を実施し、廃棄物の形状内容を確認し、処理単価を確定しております。

※受入れできない荷物は返却させていただきます。

※フレコンバック等にてお持ちいただいた場合、原則返却できませんのでご了承ください。



危険物の玩具は申告を

廃棄物発生段階（解体等）に混入の恐れのある、「危険物の玩具」（銃刀類や爆発物など）真贋を判断しにくい玩具がある場合、他の廃棄物とは分けて搬入してください。また、荷降ろしの担当者に声をかけていただくようお願いいたします。混入された場合、現場では判別できませんので、警察への通報、避難等の対処をとらざるを得ませんので、玩具であることを必ずお伝えください。



（銃刀類・危険物）

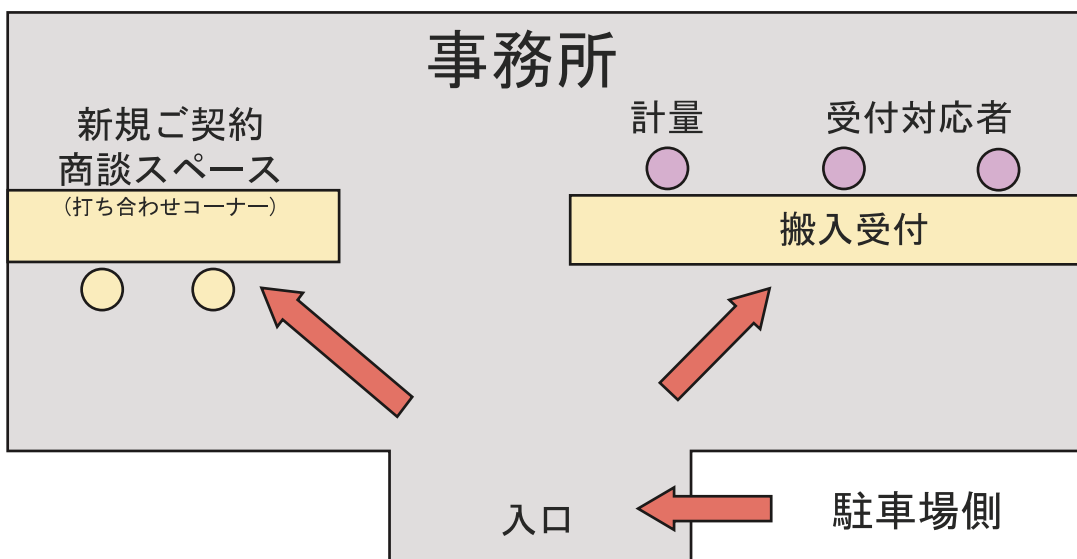


9 再計量と計量票へのサイン

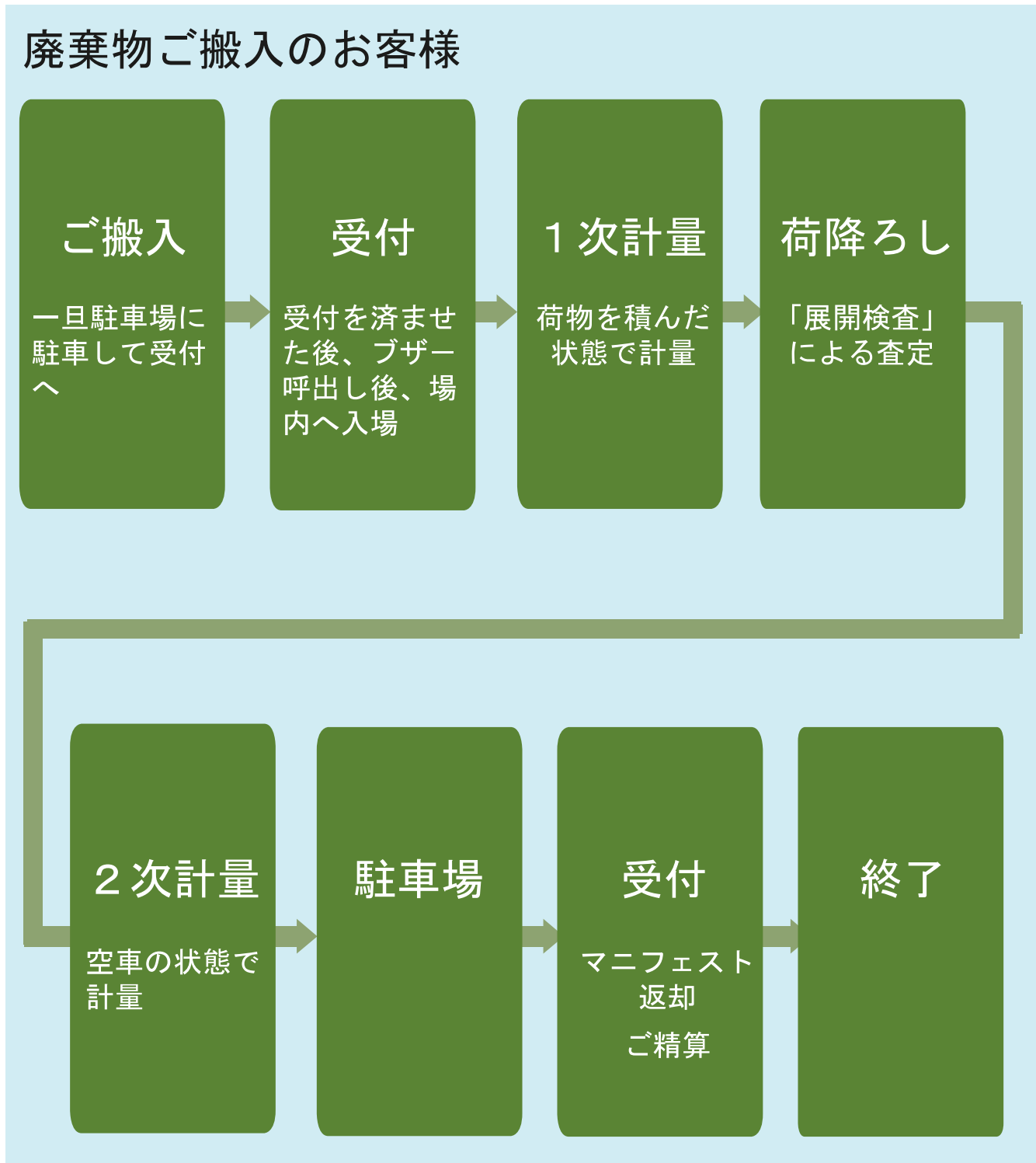
荷降ろし後は、再び台貫計量をおこないます。その後、車を駐車場に止め、お渡しした番号カードを受付までお持ちください。計量票の品目と重量を確認した後、確認者欄3ヶ所（下記の青色の部分）にサインをいただきます。ご清算いただき、マニフェスト伝票（B1票、B2票）と計量検収票をお客様へお渡しいたします。



受付カウンター案内図



10 査定システムの流れ



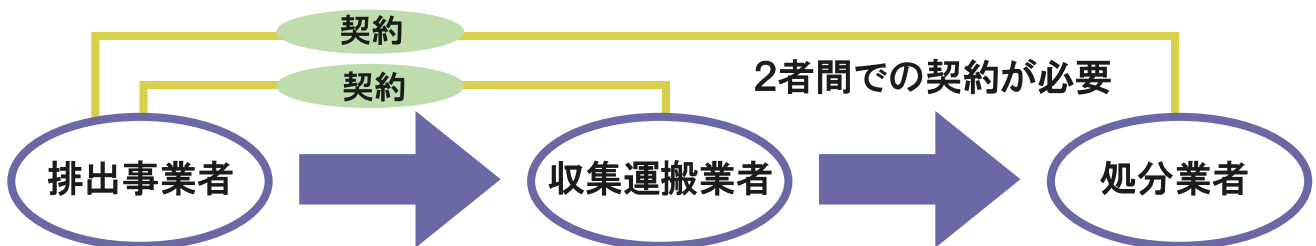
11 みなさまからのご質問にお答えします

Q1 廃棄物処理委託契約書の作成の要領は？

廃棄物処理委託契約書もマニフェスト伝票も、排出事業者が委託する内容を明記・作成し、委託する排出事業者、委託される収集運搬業者・処分業者共に、処理終了後5年間、書類保管・管理の義務があります。

契約書に必要事項の内容が明記されていれば、当社が先に押印する事は可能です。排出事業者が自ら運搬する場合は”処分用”のみの契約を締結し、収集運搬業者が運搬する際は”処分用と収集運搬用”の2通の作成（2者契約）が必要です。

※契約書の様式・雛形は当社でも用意できます。お声掛けいただければ、紙面・メールどちらでも提供いたします。



Q2 廃棄物の搬入の際に、マニフェスト伝票は必ず必要ですか？搬入当日忘れてしまい、後日マニフェスト伝票を持参する事は可能ですか？

収集運搬業者が廃棄物を運搬する際、廃棄物の発生現場から車両に破棄物を積込み、運搬をする時点でマニフェスト伝票は必要です。

排出事業者自ら運搬する際も、”必要事項を明記した書類が必要”とされていますが、マニフェスト伝票に必要事項は網羅されています。

産業廃棄物の運搬時は、下記3点セットが義務付けられています。

- ① 運搬車の両側面の表示義務
- ② マニフェスト伝票の携帯（排出事業者自ら運搬は、必要事項明記した書類）
- ③ 収集運搬許可証の写しの携帯（排出事業者自ら運搬は対象外）

従って当社に廃棄物を搬入する際は、マニフェスト伝票の持参が必要です。
(後日は不可)

※マニフェスト伝票の用紙は市販でも購入できますし、当社受付窓口でも販売しております。

Q3 搬入・処理が終わったマニフェスト伝票に誤りがあった事に気づいた場合はどうすれば？

建廃用マニフェスト伝票は7枚綴りなので、複写にて訂正線と訂正印で処理するのが一般的です。住所や現場名等、重要事項や訂正内容の記入余白がない場合は”差し替え”をおこないます。

差し替えの際は、重複発行を避ける為に誤った伝票のA票から全てと、新たに差し替える伝票と一緒に持参いただき、新たな伝票の摘要欄に差し替え内容・ナンバーを明記します。

※伝票処理には数日かかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

Q4 搬入・処理が終わったマニフェスト伝票の控えを紛失してしまった場合はどうすれば？

A～E票のうち残っている物をコピーし、余白部に「〇〇票紛失の為これを代替とする」と明記し保管します。何票の紛失かにより内容は変わりますが、処理日や処理印が必要になる票は、当社にお申し付けください。

※伝票処理には数日かかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

Q5 庭石・玉石等の自然石、土砂は受入れ可能？

当社では天然石や土砂の受入れはできませんのでご了承ください。

Q6 ペンキなどの塗料缶は受入れ可能？

中身が入っていなければ当然金属くずとして可能です。

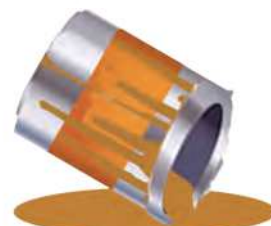
中身入りの場合、完全に固まって臭いがない状態であれば廃プラとして取扱い可能ですが、今までの実例から、固まりきらずに半練状態のものがほとんどです。固まりきっていなければ、”廃油”扱いとなり、当社の許可品目外なのでお持ち帰りとなります。



金属くず



金属くず+廃プラ



廃油（受入れ不可）

12 標準単価表

令和4年9月1日改定

大分類	中分類	詳細説明	処理単価	備考
木くず	木くずS	柱材、梁材	6円/kg	金属付着無しに限る
	木くずA	柱材、梁材、角材、パレット、ベニヤ、その他合板類、おがくず、型枠材	10円/kg	大型金属が付着している場合は、荷降ろし時に声をかけてください ※令和2年3月31日までは8円/kg
	木くずB	枕木、火災木くず、袋入りの木くずA	25円/kg	火災木くずは、表面が焦げている程度
	木くずC	袋入りの木くずB、MDF	30円/kg	極度な異物付着、極度なごみ混じりは混合廃棄物扱いになる場合があります
	伐採A	伐採木くず、剪定木くず、伐採竹、刈草、刈芝、杉皮、ワラ、もみがら	16円/kg	異物混入不可
	伐採B	抜根木くず、袋入りの伐採A	18円/kg	異物混入不可 土は出来る限り落としてください
	伐採C	抜根竹、抜根篠、芝(土付着)、袋入りの伐採B	25円/kg	異物混入不可 土は出来る限り落としてください
繊維くず	本量	薬で成型されているもの	40円/kg	目安: 1枚約25kg
	ござ	薬で成型されているもの	40円/kg	
廃プラスチック類	廃プラスチック	ビニール、プラスチック製品など	80円/kg	医療系のは受入れ不可
	塩ビ類	塩ビ管、塩ビ雨どい、塩ビ波板、塩ビ化粧壁紙(リフ付、曲管、桧含む)	45円/kg	
	発泡スチロール	発砲スチレン	300円/kg	
	発泡ウレタン	断熱材、スタイロフォーム	100円/kg	
	ブルーシート		80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	農ポリ		80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	土木安定シート	PP、塩ビ等	80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	遮水シート		80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	フレコンバック		80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	タイルカーペット		80円/kg	
	人工芝		80円/kg	土はできるだけ除去願います。
	エアークロス・高圧クロス		80円/kg	
	合成ゴム		80円/kg	
	サニークロス		80円/kg	
	乗用車タイヤ		50円/kg	
	トラックタイヤ		80円/kg	
	汚れタイヤ		150円/kg	土はできるだけ除去願います。
	自転車タイヤ、チューブ、一輪車タイヤ		150円/kg	
	ゴムクローラー(キャタピラ)、重機タイヤ		150円/kg	
	FRP	繊維強化プラスチック(ガラス繊維、カーボン繊維、ケブラ繊維)	80円/kg	
	ジャバラ管	プラスチックのみのもの、コルゲート管、エフレックス管	60円/kg	
	衣類		80円/kg	
	吸出防止マット	合成繊維	80円/kg	
	防球ネット	合成繊維	80円/kg	
	絨毯・カーペット・布付きござ		80円/kg	
	布団		80円/kg	
	ロープ・あみA	鉄、鉛付着がないもの	100円/kg	
紙くず	紙くずA	紙くず、ダンボール	25円/kg	再生可能なもの(水濡れ、油等汚れ無し)
	紙くずB	紙くず、ダンボール	80円/kg	再生不能なもの(水濡れ、油汚れ有り)
	ルーフィング	紙質のルーフィング	80円/kg	アスファルトが付着しているものは不可
金属くず	金属くず	鉄、アルミ、銅、ステンレス等	25円/kg	ガスボンベ、消火器、穴の開いていないスプレー缶、鋳さい、電池、バッテリーなどは不可
	塗料缶・希釈材A	内部に何も残っていないもの	25円/kg	内部に固形物が残っているものは不可
	塗料缶・希釈材B	内部に固まった塗料・樹脂が残ったもの	100円/kg	液体状の塗料、樹脂は不可

大分類	中分類	詳細説明	処理単価	備考
ガラスくず、陶磁器くず	ガラスくず	ガラスくず、ガラスビン	25円/kg	蛍光灯・水銀灯、ブラウン管は不可
	陶磁器くず	レンガ、タイル、瓦、コロンアル、土瓦、衛生陶器など	35円/kg	アスベスト、ダイオキシンの含有されていないもの
	石膏ボード(新築端材)	新築端材に限る	35円/kg	
	石膏ボード(クロス付き)	クロス付き	45円/kg	OYボード、アスベスト、ヒ素、カドミウムが含有されている物は受け入れ不可
	石膏ボード(モルタル、ジプトン混じり)	モルタル、ソーラトン混じり	60円/kg	OYボード、アスベスト、ヒ素、カドミウムが含有されている物は受け入れ不可
	サイディング	モルタル付着、ラスモルタル付着含む	35円/kg	アスベストが含有されていないもの鉄板がついていないもの
	グラスウール、ロックウール	紙付着無し断熱材	80円/kg	アスベストが含有されていないもの
	グラスウール、ロックウール	紙付着有り断熱材	150円/kg	アスベストが含有されていないもの
がれき類	コンクリート片、ブロック片	アスファルトくず、セメント瓦、セメント固化物、モルタル固化物	10円/kg	異物無しに限る
	ALC	軽量気泡コンクリート	35円/kg	
ゴムくず	ゴムくず	天然ゴムのもの	60円/kg	
混合廃棄物	安定型混合廃棄物	ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の4種類のみ	60円/kg	処理単価が60円/kgを超える廃棄物が混合されている場合は処理単価が上がります。
	管理型混合廃棄物	弊社許可品目に限る	80円/kg	処理単価が80円/kgを超える廃棄物が混合されている場合は処理単価が上がります。
複合材	スタイロ畳	一部がプラスチックで成型されているもの	80円/kg	目安：1枚約17kg
	複合金属サイディング	しん材として石膏ボード又は硬質プラスチックフォームを接着させたもの	45円/kg	
	ベットマット	ボンネルコイルに限る	120円/kg	ポケットコイルについては別途ご相談
	係船柱	金属くず+がれき類	45円/kg	
	金庫	金属以外が含まれているもの	100円/kg	
	ロープ・あみB	鉄、鉛が付着されているもの	200円/kg	
	圧送ホース	廃プラ(ゴム質)と金属の複合品	100円/kg	油・セメント入り不可
	防舷材	廃プラ+金属くず	150円/kg	
	OAフロア	樹脂・金属・木質の複合材等	80円/kg	
	業務用冷蔵庫	フロン処理済みのもの	80円/kg	
	自転車		45円/kg	
	バイク	油・ガソリンなどを抜いたもの	80円/kg	
	ソファA	スプリング無し	80円/kg	
	ソファB	スプリング有り	120円/kg	
	蛍光灯類	直管・環状管・コンパクト管・電球型	600円/kg	破損品200円/kg増し、過剰梱包品受け入れ不可
	水銀灯		1000円/kg	破損品200円/kg増し、安定器受け入れ不可

【ご契約】 産業廃棄物は必ずご契約が必要となります。

【営業時間】 AM 7:00 ~ PM 5:00 (原則)

お昼休みも荷受けしております。

年末年始、お盆休み、日曜日、祝日、弊社休日を除く

【予約】 基本ご予約は必要ありません。当社搬入カレンダーにて営業日を確認し、営業時間内にご搬入ください。

大型車両にて1日に何台も搬入になる時には事前にご連絡ください。

【お持込】 産業廃棄物につき、お持込み時には事前のご契約、マニフェスト伝票が必須となります。マニフェストが無いと受け入れできませんので必ずご持参願います。

【ご注意】 別紙、お持込出来ない廃棄物のお知らせをご確認ください。

弊社で取り扱いのできない廃棄物について、他社で取り扱いしているものもございます。ご紹介申し上げますのでお問い合わせください。

※ 単価や受け入れ品目の改定がある際には、弊社HPや弊工場にて文書の掲示等によりご案内させていただきます。

ご理解の程よろしくお願いたします。

※ 単価の件、その他に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ 標準単価表、お持込出来ない廃棄物のお知らせについては、弊社HPで確認することができます。URL <https://www.katsukan.com/>

勝田環境株式会社 RC事業部

13 受入れできない廃棄物のお知らせ

誠に恐縮ですが、下記の品目につきましては 法令ならびに危険性の関係、そして弊社にとって処理困難物という扱いになることにより、受け入れができません。お持込の品物に下記の品目が含まれている場合には、全量、または該当品目をお持ち帰りいただくことになります。また、下記品目以外で弊RC事業所で取り扱いできないもの(想定外)をお持込された場合には、お持ち帰りいただくことがあります。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

 ガスボンベ類・消火器等	 穴の開いていないスプレー缶類	 液状の残りペンキ・希釈材	 火災廃棄物、炭(燃え殻)
 電池・バッテリー	 ヒ素・カドミウム入り 石膏ボード	 ライター 石油類 油つきウェス 火薬・石油類(ガソリン、オイル等)	 銹さい
 コンデンサートランス PCB含有物	 医療系廃棄物	 廃液、薬品、臭気物、酢酸等	 食品、食料品、飲料品
 建設汚泥・地中埋設物	 セメント粉・モルタル粉	 石(自然石・石碑等)	 セメント入り圧送管・耐圧ホース
 燃え殻・飛灰	 ダイオキシンを検出した焼却炉・耐火煉瓦	 ・残土(土交りガラ、草含む)	 太陽光パネル
 波板スレート けい酸カルシウム板 アスベスト、アスベスト含有建材 (アスファルトルーフィング、外壁サイディング、大平板、波板スレート等)	 ビニル床タイル 大平板 アスファルトルーフィング	 廃家電類 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、エアコン等)	

※ご不明な品物の受け入れの可否については、お気軽にご相談ください。

勝田環境RC事業部へのアクセス



勝田環境株式会社
<http://katsukan.com/>

RC事業部
 〒312-0002茨城県ひたちなか市高野大房地1967番地2
 TEL 029-285-8851 FAX 029-285-8850